

## 平成28年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について

### 1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、全国47都道府県、20指定都市及び2児童相談所設置市（平成28年度末現在）を対象に、平成28年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 平成28年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は255件であった。平成28年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成27年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は87件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が53件（60.9%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が13件（14.9%）、「障害児入所施設等」が6件（6.9%）、「児童自立支援施設」が5件（5.7%）、等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が52件（59.8%）、「心理的虐待」が16件（18.4%）、「性的虐待」が15件（17.2%）、「ネグレクト」が4件（4.6%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は128人であった。児童の性別は、「男子」が80人（62.5%）、「女子」が48人（37.5%）である。就学等の状況は、「小学校等」が56人（43.8%）、「中学校等」が36人（28.1%）、「高等学校等」が13人（10.2%）、「就学前」が22人（17.2%）、「就労・無職等」が1人（0.8%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

## 2 平成28年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況等に係る調査結果

### (1) 各都道府県市への届出・通告について

#### ① 届出・通告数

- 平成28年度に全国の69都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告の受理件数は255件であり、届出・通告者総数は267人であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が102人（38.2%）、「児童本人」が71人（26.6%）、「家族・親戚」が29人（10.9%）、「児童本人以外の被措置児童等」が18人（6.7%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	71	18	29	102	4	3	0	0	5	4	19	12	267
割合	26.6	6.7	10.9	38.2	1.5	1.1	0.0	0.0	1.9	1.5	7.1	4.5	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数255件と一致しない。

#### ② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が124件（48.6%）、「都道府県市の担当部署」が123件（48.2%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	124	123	0	1	7	255
割合	48.6	48.2	0.0	0.4	2.7	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- これまでに届出・通告のあった事例271件（平成27年度以前からの継続事例16件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は269件、「事実確認を行っていない事例」は2件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は87件（32.1%）であった。

（単位：件、%）

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	87	150	32	269	0	2	271
割合	32.1	55.4	11.8	99.3	0.0	0.7	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実を認めた事例87件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が53件（60.9%）、「里親・ファミリーホーム」が13件（14.9%）、「障害児入所施設等」が6件（6.9%）、「児童自立支援施設」が5件（5.7%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設53件のうち、ユニットケア（6～8人）の生活形態をとっている施設での事例は、19件であった。

ア 施設等種別内訳

（単位：件、%）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設※	児童自立支援施設				
件数	0	53	2	5	13	6	8	87
割合	0.0	60.9	2.3	5.7	14.9	6.9	9.2	100.0

※ 平成28年度当時の名称は、情緒障害児短期治療施設。

イ 形態別内訳

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	25	2	1	4
13人～19人	3	1	0	0
12人以下	6	2	0	1
本園内ユニット(8人以下)	14	0	1	1
地域分園型ユニット(8人以下)	5	0	0	0
合計	53	5	2	6

② 都道府県市別

○ 69都道府県市中、36都道府県市で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	17	4	三重県	4	1	沖縄県	7	6
青森県	1	0	滋賀県	0	0	札幌市	1	1
岩手県	2	1	京都府	1	1	仙台市	2	1
宮城県	0	0	大阪府	34	2	さいたま市	0	0
秋田県	0	0	兵庫県	3	3	千葉市	0	0
山形県	0	0	奈良県	1	1	横浜市	2	2
福島県	1	0	和歌山県	4	4	川崎市	2	0
茨城県	4	0	鳥取県	0	0	相模原市	2	0
栃木県	7	1	島根県	2	1	新潟市	0	0
群馬県	4	1	岡山県	2	2	静岡市	3	0
埼玉県	5	0	広島県	1	0	浜松市	2	0
千葉県	8	1	山口県	10	3	名古屋市	3	1
東京都	32	14	徳島県	2	1	京都市	1	1
神奈川県	9	7	香川県	0	0	大阪市	16	3
新潟県	3	1	愛媛県	1	1	堺市	1	0
富山県	0	0	高知県	9	5	神戸市	2	1
石川県	0	0	福岡県	3	0	岡山市	0	0
福井県	0	0	佐賀県	4	2	広島市	0	0
山梨県	2	0	長崎県	3	0	北九州市	0	0
長野県	5	3	熊本県	1	0	福岡市	0	1
岐阜県	1	0	大分県	6	4	熊本市	3	2
静岡県	10	2	宮崎県	1	1	横須賀市	0	0
愛知県	5	1	鹿児島県	0	0	金沢市	0	0
						国立	0	0
						合計	255	87

※ 届出・通告件数は、平成28年度分であり、虐待事例数は、平成28年度に確認等を行った事例の件数(平成27年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	52	4	16	15	87
割合	59.8	4.6	18.4	17.2	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた87件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、87件の事例に対し、児童の総数は128人であった。

ア 児童の性別

(単位：件、%)

	男子	女子	合計
人数	80	48	128
割合	62.5	37.5	100.0

イ 児童の年齢

(単位：件、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	5	42	63	18	128
割合	3.9	32.8	49.2	14.1	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：件、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	合計
人数	22	56	36	13	0	1	128
割合	17.2	43.8	28.1	10.2	0.0	0.8	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた87件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、87件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は105人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「養育技術の低さ」、次いで「怒りのコントロール不全」や「衝動性」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	39	21	22	14	9	105
割合	37.1	20.0	21.0	13.3	8.6	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	49	23	18	7	3	5	105
割合	46.7	21.9	17.1	6.7	2.9	4.8	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	18	8	19	12	50
なし	26	33	26	30	15
不明	61	64	60	63	40
合計	105	105	105	105	105

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況については、「整えられている」又は「どちらかというを整えられている」との回答が過半数を超えている項目は、「子どもの意見を汲み上げる仕組み等が整えられている」の項目だけであった。

一方、「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「第三者委員の活用がなされ、子どもたちにその役割を周知している」で、18件であった。

また、全ての項目において「どちらとも言えない」との回答が最も多くなっている。

- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況では、整える必要のある箇所として、「里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた」「里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた」などの項目に回答があった。

- 虐待発生時間は夕方から深夜の時間帯が多く、また、日課の面では「娯楽・テレビの時間」、「就寝時間」、が多い。

発生場所については、居室（ホール等）や居室（個室）において多く起きている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合 計
特定の職員が子どもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	16	19	32	6	1	74
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	14	17	26	12	5	74
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	20	13	32	6	3	74
第三者委員の活用がなさ れ、子どもたちにその役割 を周知している	15	12	29	10	8	74
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	18	18	28	9	1	74
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	16	19	25	11	3	74
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	21	22	27	2	2	74
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	15	21	34	3	1	74

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

※	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合 計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	1	0	9	1	2	13
里親家族内での養育に対するの考え方や方針が一致して養育がなされていた	1	0	9	3	0	13
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	0	0	8	4	1	13
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	0	0	9	3	1	13
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	1	1	9	2	0	13
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	1	0	7	1	4	13
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	1	1	9	2	0	13
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	1	0	9	2	1	13

※ 自治体への質問項目は「ア 施設の運営・支援体制の状況」と同様としていたが、里親等に合わせて整理している。



ウ 発生時間

時 間	件数
0:00～( 5:00)	6
5:00～( 6:00)	0
6:00～( 7:00)	1
7:00～( 8:00)	4
8:00～( 9:00)	4
9:00～(10:00)	4
10:00～(11:00)	0
11:00～(12:00)	0
12:00～(13:00)	2
13:00～(14:00)	1
14:00～(15:00)	2
15:00～(16:00)	3
16:00～(17:00)	3
17:00～(18:00)	2
18:00～(19:00)	6
19:00～(20:00)	13
20:00～(21:00)	3
21:00～(22:00)	3
22:00～(23:00)	5
23:00～(24:00)	1
合計	63

※回答なし 24

エ 日課

日 課	件数
食事時間	7
配膳・後片付けの時間	4
登校から下校までの時間	3
運動・スポーツ時間	3
娯楽・テレビの時間	19
行事・イベント時	3
外出時	3
無断外出時	1
清掃時間	0
自由時間	7
就寝時間	17
合計	67

※回答なし 20

オ 場所

場 所	件数
居室(個室)	29
居室(ホール等)	37
調理室(台所)	1
浴室	1
トイレ	0
医務室	0
静養室	0
相談室	0
スタッフルーム(職員室)	2
宿直室	0
施設等内の他の建物	7
施設等内の庭・運動場等	0
施設等の外	7
合計	84

※回答なし 3

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は41件(47.1%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は13件(14.9%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は44件(50.6%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は8件(9.2%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	41	10	9	13	14	87
割合	47.1	11.5	10.3	14.9	16.1	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	44	5	1	2	1	1	0	0	1	8	24	87
割合	50.6	5.7	1.1	2.3	1.1	1.1	0.0	0.0	1.1	9.2	27.6	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、87件中19件(21.8%)で開催されている。検証・改善委員会が開催された19件において、学識者をメンバーとしているのは68.4%、医師をメンバーとしているのは52.6%、弁護士をメンバーとしているのは52.6%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	19	68	87
割合	21.8	78.2	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	6	5	8	19
割合	31.6	26.3	42.1	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	合計
件数	7	6	0	1	4	1	19
割合	36.8	31.6	0.0	5.3	21.1	5.3	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	その他の者	回答事例数
構成メンバーとなっている	4	6	9	13	10	10	12	19
19件中の割合	21.1	31.6	47.4	68.4	52.6	52.6	63.2	100.0

(4) 虐待発生時の状況（自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・支援内容が施設内で十分に検討されていなかった。
- ・経験の浅い職員が多く、ベテラン職員に頼ることが多くなり、結果的に色々な案件を（ベテランの職員が）抱え込むことが多くなった。
- ・外部研修を受講しても、全職員への共有やフィードバックが徹底されていなかった。
- ・特別なケアが求められる児童に対し、適切に対応できるスキルが身につけていない職員が多かった。
- ・施設長の虐待防止に対する意識が不十分であった。
- ・非常勤職員の占める割合が高く、支援方法に関する経験の蓄積が不十分であった。
- ・委託後の里親や委託児童への支援が不足していた。

② 職員等

(感情の問題)

- ・(発生時)感情的にイライラしていた。
- ・「他の職員に迷惑をかけられない」「児童にちゃんとさせなければならない」等の焦りがあった。

(養育姿勢の問題)

- ・知的な発育の遅れや生まれつきの病気がある児童に対する戸惑いがあった。
- ・コミュニケーションが苦手子どもに対し口調が強い面があった。
- ・子どもが日課から外れないようにと、個よりも集団を重視する意識に捉われていた。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応（③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。）

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

(単位:件)

委員会を設置し議論 (検証委員会・再発防止委員会)	権利擁護等の研修への 職員派遣や使節内での 研修を増やし、専門性 の向上を図る	職員会議又はケース検 討会議の回数を増や し、入所児童及び職員 の情報共有を図る	第三者評価又は自己評 価を年度内に複数回行 い、施設運営の改革を 図る	S V体制等の施設内の チームアプローチ態勢 を整える
19	61	30	9	30
子どもの意見を汲みあ げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ 替え、異動等を行う	職員のストレス等の状 況調査を行う	職員の勤務体制の改善 を行う	
23	23	9	15	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

（単位：件）

各種研修への参加	S V等の指導体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
29	16	31	21	16	12	1
勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
5	5	4	3	6	7	

③ 被害児童・保護者への謝罪状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、謝罪していない事例が13事例あった。

（単位：件）

	加害職員が謝罪	施設長が謝罪	加害職員・施設長以外の職員（児相を含む）が謝罪	謝罪していない	被害児童、保護者のどちらに対しても謝罪していない事例
被害児童	41	34	16	19	13
保護者	19	38	32	16	

④ 具体的対応例（自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

（検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等）

- ・ 外部委員を入れた運営改善委員会、検証委員会等を立ち上げ、現状把握や検証を実施。
- ・ 施設内に設置した「子どもの権利擁護委員会」による児童向けアンケート調査の実施。
- ・ 児童相談所と施設による合同ケースカンファレンスを開催。

（S V体制、職員支援体制、自己点検等）

- ・ 児童に関する情報等の職員間の伝達、共有方法の見直し。
- ・ 非常勤職員に対する指導・監督・育成の強化。
- ・ 施設長による職員との個別面談と、職員のメンタルケアを実施。
- ・ 施設組織の階層化を図ることで責任と役割の明確化を図り、グループ長等が新任職員に指導や教育ができる体制作りを構築。

（勤務体制、リスクマネジメント等）

- ・ 勤務体制の見直し（1～2年目職員は複数配置の勤務体制とするなど）。
- ・ 23時以降の児童対応、児童との距離感に関するマニュアルを作成。
- ・ 職員の採用、トレーニングのあり方を見直し。
- ・ 死角となる場所へのセンサーライト等の機器設置。

（研修体制等）

- ・ 被措置児童等虐待について、外部講師を招き園内研修を実施。

- ・外部講師を招き、「対応の難しい児童についての理解」をテーマに園内研修を開催。
- ・専門機関等の外部研修への積極的な参加。
- ・職員の不適切対応の防止とスキルアップのため、異性児童対応研修を実施。
- ・学識経験者によるSVのもと、職員の自己覚知の仕方、境界設定の仕方などの研修を実施。

(記録、自立支援計画、マニュアル等の整備)

- ・施設内の児童虐待についてのチェックマニュアルを策定。
- ・ヒヤリハット報告書を作成・記録・分析し、ノウハウを蓄積。
- ・異性児童への支援（入浴や寝かしつけ等）についてマニュアルを策定。

#### 【児童、保護者等への対応】

- ・日常的なケアの中で、子どもの状態をより丁寧に把握し、必要に応じ施設心理士または児相心理司による心理的ケアを実施。
- ・施設長名で文書を作成し、同じユニットで生活する全児童の保護者を対象に児童相談所と協力しながら説明を実施。
- ・管理職による児童との個別面談を定期的に行う。
- ・意見箱の設置数を増やし、児童が意見を投函しやすい環境を整備。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体の対応(自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。)

#### 【職員、体制面への対応】

(改善状況の確認等)

- ・施設での被措置児童等虐待防止に向けた研修状況、必要に応じた複数職員での対応等について、定期的な実地指導で確認。
- ・検証委員会の設置およびオブザーバーとして参加。
- ・指導監査において、改善報告書に基づく取り組み状況について把握。

(SV体制、職員支援体制の整備等)

- ・施設の所在地域を所管する児童相談所のチームによる施設支援を実施。
- ・児童相談所職員と施設職員による定期的な話し合い及び子どもとの面接。
- ・里親支援体制を強化。

(研修等)

- ・里親に対する研修の充実。
- ・管理者等を対象とする虐待防止・権利擁護専門研修等を開催。
- ・強度行動障害の支援に対する研修等を開催。
- ・被措置児童等虐待や権利擁護について研修等の場で周知。

(その他)

- ・里親認定前調査における同居人への調査をより綿密に行うよう徹底。

#### 【児童、保護者等への対応】

- ・児童相談所の心理司による、児童への心理面談の実施。
- ・被害児童と面接を行い、現在の心境や今後の援助に対する要望等を聴取。

- ・被害児童の母親に対し定期的な来所によるケアを実施。

### 3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は53（76.8%）であり、行っていない自治体は16（23.2%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は23（33.3%）であり、していない自治体は46（66.7%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は36（52.2%）であり、していない自治体は33（47.8%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は65（94.2%）であり、していない自治体は4（5.8%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が68（98.6%）であり、活用していない自治体が1（1.4%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が40（58.0%）、連絡先の電話番号を教えている自治体が59（85.5%）、意見箱を設置している自治体が32（46.4%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が21（30.4%）、定期的なアンケートをとっている自治体が4（5.8%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、43（62.3%）であり、実施していない自治体は26（37.7%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、49（71.0%）であった。

	69 自治体の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	53	16
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	23	46
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	36	33
4	施設・里親への周知	65	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	68	1
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	60	
②	児童相談所職員が入所前に周知	48	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	41	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	40	
⑤	掲示物等で周知	12	
⑥	その他	4	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	40	
②	届出先の電話番号を教える	59	
③	意見箱の設置	32	
④	第三者委員の連絡先を教える	21	
⑤	定期的なアンケート	4	
⑥	その他	8	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	43	26
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	33	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	7	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	15	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	49	
⑤	その他	23	

## (別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

### 1. 身体的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・児童が事実を認めないことから、感情的になり、頭部を拳で複数回叩き、腹部を蹴った。
- ・宿題をやらずに逃げ回っていた児童に向かってラップの箱を投げ、児童の肘に当たった。
- ・集団行動ができない児童の頬を帽子で叩いた。
- ・児童の頭を平手で叩き、胸倉を掴んで2、3回投げ飛ばし、児童の肘に傷を負わせ、眼鏡を破損させた。
- ・柔道の太外刈りのような技をかけて締め出そうとした。
- ・日常的に児童のお腹をパンチする、叩く等の行為があった。
- ・叱責する時に、複数の児童に対し叩く、殴る、蹴る、物を投げつける等の行為があった。
- ・児童と感情的な言い合いになった結果、児童の両肩を押し、突き倒した。児童は倒れた際、後方の柵に首の右後ろ側をぶつけた。
- ・野球の話をしている最中にビンタした。また、野球の練習中、ボールを当て蹴った。
- ・指導や言葉かけが過度であり、腕をつかんだり、足を蹴ったりした。
- ・居室やトイレで大声で叱る、胸倉をつかみ引きずるといったことがあった。
- ・入浴指導中、児童にシャワーをかけられ、職員が「なんですか？」ととっさに児童の頭を叩いた。
- ・児童が寝転がり足をばたばたさせて扉を蹴ったため、職員が、右膝内側を平手でたたいた。
- ・児童に対し頭を叩いたり、胸ぐらをつかんで壁や床に押しつけた。
- ・言うことを聞かず、廊下をうろろうしていた児童の尻を足蹴りした。
- ・宿題をせずに物を投げて暴れていた小学1年生男児に対し本を投げつけた。
- ・暴れる小学6年生女児に対し、場所を移動するよう言い、もみ合いになった際に叩いた。
- ・両頬をつねって引っ張り、児童の左頬にあざができた。
- ・起床しない被害児童に対して、起きよう指導したが、なかなか起きず抵抗したことから頬を叩いた。
- ・職員がカッとなり、児童の頭を叩いた。
- ・別室に連れて行こうとして児童の服を掴んで強引に引っ張り、服を掴んだまま児童を投げた。
- ・夕食のおかずを手で掴み投げる児童の行為を見て児童の頬を両手で叩いた。
- ・感情的になり男児の肩をつかみ屋外の芝生に投げ飛ばした。児童は顔面から落ち、左まぶたと頬を受傷した。
- ・学校からの帰りが遅いことを怒り、顔とあごをグーで2～3回殴り、児童は口の中を切った。
- ・児童から職員への殴打が生じ、そのことで職員も児童に対して5～6回頭部や腹部を殴打した。
- ・児童が靴を職員に向けて投げていたため、平手で左頬を叩き、児童は鼻血が出た。
- ・児童と口論になり、双方興奮状態のなか、職員が児童の頬を平手打ちした。
- ・宿題をするのを嫌がる本児を平手打ちした。また、デジタルカメラで遊んでいた児童からデジタルカメラを取り上げ、頭部を叩いた。
- ・職員が果物ナイフの刃の部分握り、刃先が2センチくらい見える状態で居室に向かい、児童に見せつけ、静かにするように注意をした。
- ・児童が足をばたつかせたりしたため、右太ももを持ち「足を揃えなさい」と言い左太ももを叩いた。



### 【児童自立支援施設】

- ・バットを乱暴に扱った児童に対し、頭部を職員が叩いた。
- ・児童居室内において、児童の頭を本で叩き、その後、胸ぐらを掴んで立たせた。

### 【里親】

- ・食事中の児童を注意した際、児童の頭を拳骨で一度殴った。
- ・児童の臀部を1～2回強く叩き、痣ができた。
- ・児童の頬を叩いたり、居室に閉じこめることが日常的に行われていた。
- ・児童を叩いたり蹴ったりということが日常的にあった。
- ・床を見ていた児童の後頭部を手で押して床に1回当てた。

### 【ファミリーホーム】

- ・養育者が拳骨やビンタを行い、児童が鼻血を出した。
- ・養育者が児童に対して、平手打ちしたほか、玄関の外に出した。
- ・問いかけに対し首を傾げるだけでにやにやして取り合おうとしなかった児童に対し、頬に1回平手打ちをした。

### 【障害児入所施設】

- ・噛みついてきた児童の頭を音が出る位の強さで平手打ちした。また、居室の扉につかえ棒をした。
- ・児童に飛び蹴りする、窓ガラスに頭を打ち付ける、口にパンを詰め込む等の行為を行った。
- ・児童が職員の顔を両手で掴んだため、児童の手を振り払い、頸部を正面側から両手で押さえ付け、座っていた長椅子に押し倒した。
- ・興奮した児童を、職員が後ろから抱えあげて立ち上がらせ、児童を抱えたまま10分間ほど制止した。児童の顔が赤くうっ血し首の痛みを訴えた。
- ・指導の際に職員が児童の顔を持って目を合わせさせた。力の加減ができずに顔を持ったことから、両耳たぶ下方の顔面にあざ及び傷ができた。

### 【児童相談所一時保護所】

- ・いたずらをしたと思ひ込み、児童2人の頭を押さえ1回打ち当てた。児童一人の右眉付近に発赤とこぶができた。
- ・児童に殴打され激昂した職員が立ち上がり、児童に足をかけて床に倒した。

### 【児童心理治療施設】

- ・反抗的な態度をとった児童を突き飛ばし、倒れた児童の顔を数発殴り、蹴った。

## 2. ネグレクト

### 【児童養護施設】

- ・児童から「(他児童のことを) 殴っていいか」と聞かれた職員が、兆候を把握していたにも関わらず適切

に対応しなかったことから児童の暴力が発生した。

- ・児童が他児童から悪口を言われたり、無視されているにも関わらず、適切な対応をしていなかった。

#### 【里親】

- ・同居人により、児童のズボンを脱がす、胸を触る、バットで背中を殴るなどの行為があり、児童が里親に訴えたが里親の対応は変わらなかった。

#### 【障害児入所施設】

- ・児童の他児童に対する性的不適切行為を職員が発見し、上司へ報告したが何ら対応が行われず、後日、別の被措置児童に対する被害が発生した。

### 3. 心理的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・児童に対し「おでぶちゃんになっちゃうよ」、「太っている」等体型を揶揄する発言があった。
- ・職員がコンプレックスを抱いている身体的特徴を児童から指摘され、感情を抑えられずに児童の食事をお盆ごとひっくり返した。
- ・食事に時間がかかる児童に対し、大声で怒鳴り続ける、子どもの箸を投げる等の対応があった。
- ・万引きをした児童に対し、「話を聞いているのか」と言い胸ぐらをつかんだ。
- ・「王様ゲーム」の途中から、「好き」と言う、女子が男子をハグする、投げキスをするなどを職員が指示した。
- ・児童に「この施設にいる意味がない」、「お前のご嫌いだから世話をしない」、「〇〇家（児童の家族）は嫌いだ」といった。
- ・他児の眠りを妨げる等の行動をする児童の襟を引っ張り、物品庫に5分間ほど入れた（施錠はしていない）。
- ・児童の特性として、口を触られることに敏感であることを知りながら、数回、児童の口の表面を指先で触れた。

#### 【児童自立支援施設】

- ・児童から、職員が後ろ側から腹部を持ち抱える、頭を撫でる等、身体接触が不快（セクハラ）だとの話があった。

#### 【里親】

- ・児童から返事がなかったり謝らないことにいらだち、怒鳴ったり、外に出したりした。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・児童に四つん這いで覆い被さり、怒鳴ると同時に児童の顔の横を通過するように畳を思い切り殴った。
- ・体育館の倉庫に連れて行き、四つん這いで覆い被さるような体制を取り、児童の耳を掴みながら入所理由に関する暴言と、児童の顔の横を通過させながら床を5、6回殴った。

- ・個室に連れて行き、胸ぐらを掴み、身体を壁に押しつけた。また、棒のような物を持って「手を出せ」と怒鳴った。

#### 【児童心理治療施設】

- ・児童の指導を行う中で、職員が「死ね」という発言した。

### 4. 性的虐待

#### 【児童養護施設】

- ・職員が児童を自宅に入れ、性器を触るなどした。
- ・居室に侵入し、うつぶせに寝ている児童の身体を触り、その後携帯電話で臀部付近を動画撮影した。
- ・児童居室等において、児童に不適切な身体接触を行った。
- ・寝かしつけの際に児童の上に乗る、キスをしたり身体を触る行為を行った。
- ・児童を呼び出し、性交渉等を行った。
- ・児童を寝かしつける際に身体を触った。
- ・勤務時間外において施設外で児童と性交渉を行った。
- ・児童の送迎時に児童に不適切な身体接触を行った。

#### 【児童自立支援施設】

- ・夜間複数回にわたり児童の居室に入室し、就寝中の児童に不適切な身体接触を行った。
- ・飲酒していた職員が、児童にキスをした。

#### 【里親】

- ・同居人が児童に不適切な身体接触を行った。

#### 【ファミリーホーム】

- ・養育者から児童に対し不適切な身体接触を行った。

#### 【児童相談所一時保護所】

- ・児童と座って話している際に、数回キスし身体を触った。
- ・夜間勤務中、居室で横になっていた児童に不適切な身体接触を行った。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～28年度)

○届出・通告者

(単位:件、[ ]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件

## ○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[%])

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]

## 参考2 関係条文

### 児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

**第33条の10** この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

**第33条の11** 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

**第33条の12** 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通

告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

**第33条の13** 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

**第33条の14** 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

**第33条の15** 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福



社審議会に報告しなければならない。

- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

**第33条の16** 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

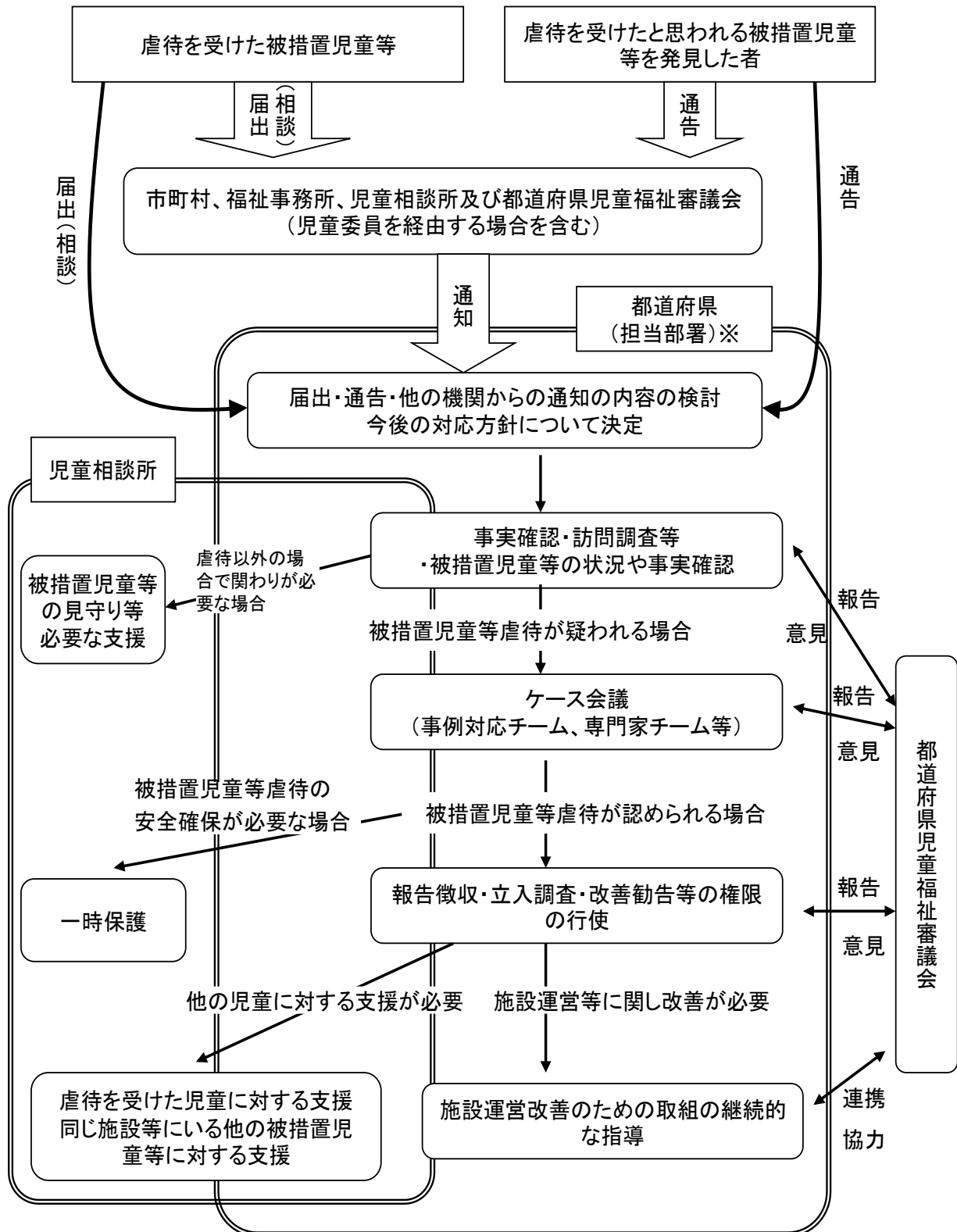
**第33条の17** 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

#### 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

**第36条の30** 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
  - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

## 被措置児童虐待対応の流れ(イメージ)



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。